

令和元年 11 月

お客様各位

青函フェリー

燃料油価格変動調整金（BAF）制度の変更について

謹啓 晩秋の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別なご支援、ご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知の通り、国際海事機関（IMO）において、2008年の海洋汚染防止条約の改正により、船舶用燃料油中の硫黄分濃度規制（以下、「SO_x規制」という。）が3.5%以下から0.5%以下へ、2020年より全世界的に強化することが決定しております。全ての内航海運事業者が対象となることから、弊社でもSO_x規制に対応した適合燃料油（低硫黄C重油）に切替え対応することになります。つきましては、2020年1月より下記の通り変更致しますので、ご周知頂きご理解とご協力を賜ります様、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 指標とする【紙・パルプ決定価格】から【適合油決定価格】に変更しBAF制度を適用する。
2. 【適合油決定価格】を従来通りのBAF率に照らし適用する。（別紙参照）
3. 適用期間は従来通りとする。
 - ・ 1月～3月の調整金率は、10月～12月の適合油決定価格を適用する。
 - ・ 4月～6月の調整金率は、1月～3月の適合油決定価格を適用する。
 - ・ 7月～9月の調整金率は、4月～6月の適合油決定価格を適用する。
 - ・ 10月～12月の調整金率は、7月～9月の適合油決定価格を適用する。
4. 2020年1月1日ご乗船分より適用する。
※2019年12月末頃、10月～12月の適合油価格が決定し公表する予定。

以上